

# 岐阜県公報

## 目次

### 告 示

- 林業用種苗生産事業者の登録 (森林整備課) 一〇七
- 道路の区域変更 (道路維持課) 一〇七
- 道路の供用開始 (同) 一〇八

### 教育委員会告示

- 岐阜県重要文化財の指定 (社会教育文化課) 一〇八

### 公 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 一〇九
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 一〇九
- 岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦 (労働雇用課) 一〇九
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 一一一
- 公共測量の終了 (用地課) 一一一
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一一一

## 告 示

### 岐阜県告示第八十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一九三九	有限会社ナガラ林産 岐阜市長良真生町一丁目七番地二	苗木 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	下呂事業所 下呂市金山町弓掛

### 岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字岡谷六六三四番九地先から同市同町同字加家平六六二三番一 địa先まで	後	前	五・七 一・五七	二〇・七 二・六一	三・四六・八	三・四六・八
------	--------	---	---	---	-------------	--------------	--------	--------

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	曾井中島 美江寺線 大江垣	本巢市上真桑字明喜三一八番一 địa先から同市同字同三三一〇番一 địa先まで	後	三・五 八・四	五・〇	

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	曾井中島 美江寺線 大江垣	本巢市上真桑字明喜三一八番一 địa先から同市同字同三三一〇番一 địa先まで	後	三・五 八・四	五・〇	

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内容	所在地	所有者	住所
一五二	彫刻	木造金剛力士立像	二軀	阿形 卍形ともに檜材、寄木造り、内割、玉眼、彩色（剥落）、像高二五三・〇センチメートル	関市長谷寺町一	宗教法人新長谷寺	所在地に同じ。

トル。仁王像の制作方法を、の伝播、変遷等から、県の彫刻史を考えるうえで本像の文化財的価値は極めて高い。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミュニティ美山
- 三 代表者の氏名 金森 賢司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市片原一八〇番地六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、過疎化の進む岐阜県山県市美山地区において、清流神崎川に代表される豊かな自然環境の保全と、「自然」「癒し」をテーマとしたまちづくり・人づくりを推進するとともに、産学官民との連携のもとに、自然資源を生かした人的交流や経済活動を積極的に支援し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。  
なお、その意見書は平成二十八年二月二十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
カインズホーム可児店  
可児市瀬田八二四番 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・申請地南側の市道十五号線は広見小学校の通学路に接している。通学時間帯は交通誘導員を配置するなど、児童生徒の登下校の安全に十分配慮すること。特に、下校時は時間の幅が広いので注意すること。

（届出事項 変更）

岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦

岐阜県労働委員会委員のうち、使用者委員に一名の欠員が生じるので、補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり使用者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくな

るまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十八年二月二十三日(火)から

同 年三月十四日(月)まで

四 推薦手続

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働局

労働雇用課に提出すること。

- 1 別記様式の推薦書
- 2 被推薦者の履歴書

別記様式

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

印

代表者氏名

印

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦について

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 地 位	所 属 会 社 及 び 地 位	備 考

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大野地区	大野町役場	平成二八・二・二三から 同 三・二三まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間  
平成二十七年九月十一日から  
同 二十八年一月二十九日まで
- 四 作業地域  
大野郡白川村

開発行為の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発登録簿	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二七号の一五 平成二七・九・二四 同岐西建築第三九号の三八 同二七・一一・一五	羽島市正木町曲利字極田八六一番から八六三番まで及び羽島用水土地改良区所管法定外公共物（水路）	道路	同	同	愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 崎 光 彦
同岐西建築第三号 同二七・一〇・一五	山県市大字東深瀬字針崎五八六番、五八七番及び五八八番一	同	同	同	多治見市高根町四丁目二九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山 口 眞 里

同岐阜西建築第九号の一六 同二七・五・一八 同岐阜西建築第三九号 の三七 同二七・一二・二五	安八郡神戸町大字柳瀬字船戸浦一〇四 八番一、一〇四八番一、一〇四九番一、 一〇五一番一及び一〇五三番	同	同	安八郡神戸町大字柳瀬四四四番地の一 宮 嶋 三 郎
同岐阜西建築第三〇号の三 同二七・七・九 同岐阜西建築第三九号 の一八 同二七・九・二五	羽島郡笠松町門間字四反田一一七五番 二の一部、一一七五番三の一部、一一 七五番四の一部、一一七五番五の一部 一一七五番六の一部及び一一七七番	同	同	羽島郡笠松町門間字四反田一一七五番地二 株式会社さん・さん 代表取締役 井 浪 典 子
同岐阜西建築第二八号の一 六 同二七・一一・一〇	同 市古橋字土海道一四六二番一及び 一四六三番一	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐阜西建築第二八号の一 三 同二七・一一・九	瑞穂市本田字丸竹二〇三〇番一、二〇 三〇番二の一部、二〇三二番一及び二 〇三三番二の一部	道路、 水路	同	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美

平成二十八年二月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社